



令和3年 (2021年) 7月 8日 (木)

No. 15450 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告
～政府模倣品・海賊版対策総合窓口の業務報告～… (1)
- ☆特許庁人事異動… (8)

模倣品・海賊版対策の相談業務に 関する年次報告

～政府模倣品・海賊版対策総合窓口の業務報告～

特許庁国際協力課模倣品対策室

1. 相談業務の状況

(1) 政府総合窓口の相談受付状況

① 受付件数の推移

政府総合窓口では、2004年8月の設置以来、
2020年12月末までに合計15,756件の相談や情報

提供等を受け付けました。2020年の受付方法は、
電子メールでの受付が、電話や面談での受付を
大きく上回り、全体の83.1%を占めており、政
府総合窓口での相談、情報提供等の受付開始以
来その傾向に大きな変化は見られません。(図
表1)

2020年1～12月の受付件数の総数は、2019年

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究科各員教授 有川博 著
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

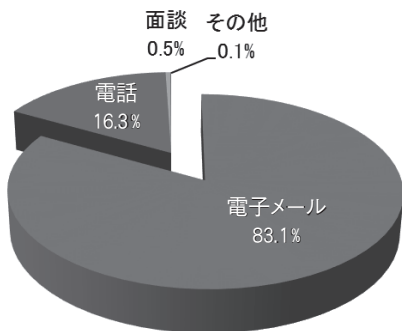
2020



と比べて大きな変化はなく、1,328件となり、このうち相談件数は253件、情報提供件数は1,075件でした。(図表2)

この相談件数(253件)の内訳は、被害を受けた権利者からの相談は93件、模倣品等を購入した消費者からの相談は27件、その他の相談は133件でした。また情報提供件数(1,075件)は2019年(1,183件)と比べて若干減少しているものの、2020年も2019年に引き続き違法アップロードに関する通報、BtoCマーケットにおける模倣品販売に関する通報が多く寄せられました。

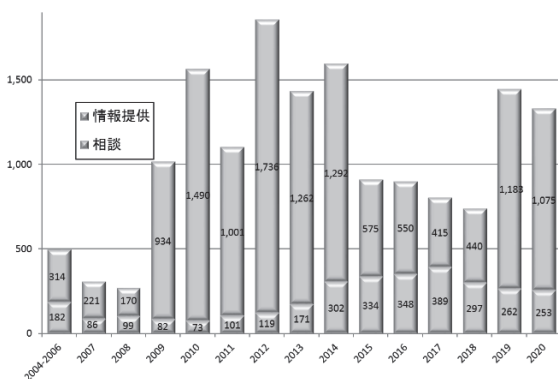
図表1 受付方法の内訳(2020年)



【合計1,328件】

(注)「その他」は、郵送等で持ち込まれた件数

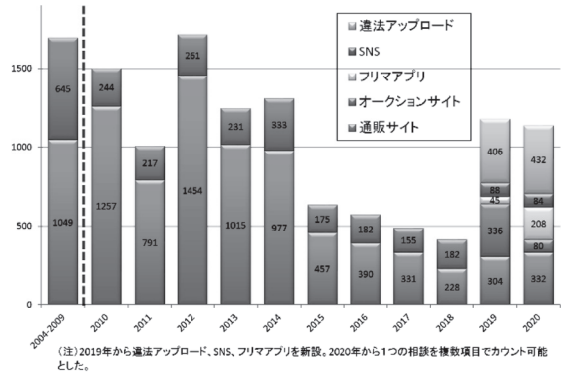
図表2 受付件数の推移(2004~2020年)



②インターネット取引関連の相談・情報提供

2020年のインターネット取引関連の相談・情報提供(通販サイト、オークションサイト、フリマアプリ、SNS、違法アップロードを合計したものは、「項目ベース」¹で1,136件となっています。(図表3)

図表3 インターネット取引関連の相談・情報提供の推移(2004~2020年)²



また2020年は、2019年と同様に2018年までほとんど見られなかった違法アップロード、SNS、フリマアプリ内で見つけた模倣品・海賊版に関連する相談・情報提供が多くあり、件数も微減しましたが、ほとんど横ばいとなりました。また、2019年と比べてオークションサイトが減少する一方で、フリマアプリが増加しています。

なお、政府総合窓口には、知的財産権を侵害しているとされる通販サイト、フリマアプリ、オークションサイト等に関する情報提供が一般の消費者から数多く寄せられています。政府総合窓口で受けたこれらの情報提供については、警察庁など関係機関にも共有しています。

さらに、近年の相談の中には、フリーマーケットサイトやオークションサイト、SNSなどを利用したインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供も数多く寄せられており、「項目ベース」で2020年の電子商取引関連の相談・情報提供数(インターネット取引関連から違法アップロードを除いた取引)704件のうち、これら個人間取引(フリーマーケットサイト、オークションサイト、SNSの合計)に関するものが372件、52.8%を占めています。

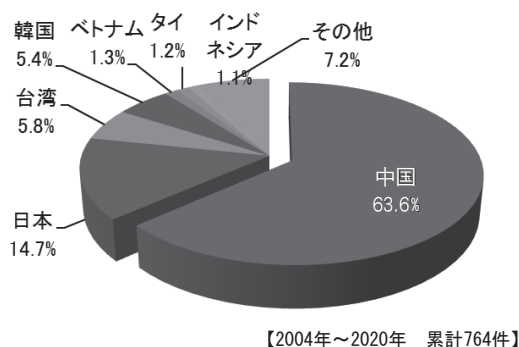
(2) 国・地域別の相談件数

2004年~2020年の間に受け付けた相談案件3,098件のうち、模倣品の製造(発生)国・地域が判明しているものが「項目ベース」³で764件ありました。このうち中国(香港を含む)に関する相談案件が全体の約6割を占めています。次に、日本国内での案件に係る相談が多く、台湾、韓国が続きます。(図表4)

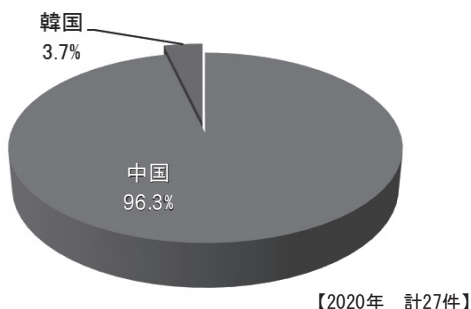
ただし、日本に関する相談の内容は、近隣の店舗の名称が有名ブランドと似通っている、自己の商号等が他社の商標と同一であるが大丈夫なのかといった国内での商標や商号の使用に関するものも多く、必ずしも模倣品の製造国が日本であるという内容ではない点に留意が必要です。

2020年の海外での模倣品の製造(発生)国・地域を見ると、「項目ベース」で中国に関する相談案件が全体の9割以上を占めており、韓国が続いています。(図表5)

図表4 模倣品の製造(発生)国・地域が判明している相談案件の割合(2004~2020年の累計)



図表5 模倣品の製造(発生)国・地域が判明している相談案件の割合(2020年)



(3) 知的財産権別の相談件数

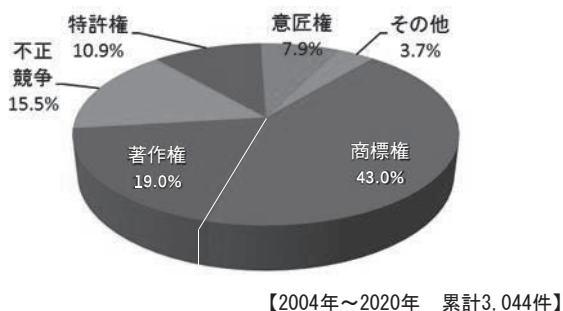
2004年~2020年に受け付けた相談案件3,098件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなのが「項目ベース」⁴で3,044件ありました。

権利別の内訳をみると、「商標権」が全体の43.0%と最も多く、次いで、「著作権(19.4%)」、「不正競争(14.9%)」、「特許権(10.8%)」、「意匠権(8.2%)」の順となっています。(図表6)

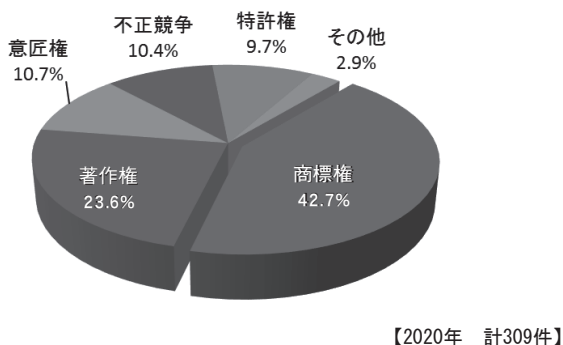
また、2020年の権利別相談件数は、「項目ベース」で「商標権」が全体の42.7%を占め、「著作権(23.6%)」、「不正競争(10.4%)」、「特許権(9.7%)」がこれに続いています。前年に比して、商標権関連の割合が増加しました(2019年は「商標権(36.2%)」、「著作権(29.5%)」、「不正競争(16.9%)」)。(図表7)

なお、情報提供も含めた権利別の内訳をみると、「著作権」に関する相談の中には、前述した違法アップロードに関連する情報提供が昨年が続いて今年も目立って多いことが影響して「項目ベース」で788件と最多、続いて商標権536件と続き、著作権の侵害が権利者にとって深刻となっていることがうかがえます。

図表6 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合(2004~2020年の累計)



図表7 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合(2020年)



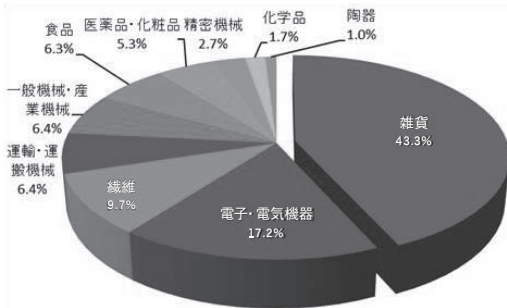
(4) 商品分野別の相談件数

2004年~2020年に受け付けた相談案件3,098件のうち、対象となる商品の種別を明らかにした相談案件1,666件についてみると、「雑貨」が全体の43.3%と最も多く、「電子・電気機器(16.7%)」、「織

維(9.8%)」、「食品(6.5%)」、がこれに続いています。その他、幅広い日本の商品分野で模倣被害が発生しています。(図表8)

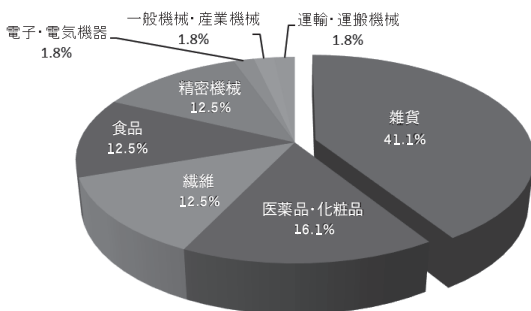
2020年は、「雑貨」の占める割合が約4割と前年に比べ減少し、医薬品・化粧品が構成比6.2%増、食品が同7.6%増した等の変化が見られました。(図表9)

図表8 商品分野別の相談案件の割合
(2004~2020年の累計)



【2004年~2020年 累計1,666件】

図表9 商品分野別の相談案件の割合(2020年)



【2020年 計56件】

(5) 具体的な相談事例

模倣品・海賊版に関する相談については、被害の状況や権利の種類等を考慮しつつ、関係府省・関係機関とも連携を取って、相談者に助言を行っています。

具体的な相談内容としては、訴訟等の法的な問題の確認や輸入差止申立等の措置の申請先、無料相談が可能な専門機関の紹介が多くあります。また、(1)でも紹介したインターネット関連のよく受ける相談や情報提供として、従来のインターネット上のショッピングモール等での単なる模倣品流通に加え、例えば、模倣品売買に関する売主

と買主のやり取りはSNS等で行う、または、SNSの書き込みや不正な広告から誘導し、実際の販売行為はフリーマーケットサイト等で行われるといった巧妙化事案や、有名キャラクターなどを用いたハンドメイド商品がフリーマーケットサイトで売られ、その数が、削除が追いつかないほど多数になり、さらに、巧妙に販売されている事案などがあります。これらの新しい問題については、フリーマーケットサイト事業者等と連携し、問題解決を図っています。

なお、政府総合窓口寄せられた主な例を以下のとおり紹介いたします。

【例1】中国における模倣品対策についての相談

○相談内容

中国の大手ECサイトにおいて、当社の商標を無断で使用した模倣品が流通しており、ブランドイメージに悪影響が出る恐れがある。取りうる対応を教えてください。

○回答

中国における一般的な模倣品対策として、製造者や販売者に対する製造・販売の差止めを求める警告状の送付や民事訴訟の提起、中国の取締当局に対する行政摘発の要請などの方法が考えられます。また、オンライン対策としては、ECサイトに対する削除申請を地道に続けることが重要です。他にも、大手ECサイトの協力が得られたことにより、自社で特定した模倣品業者に限らず、より広範に模倣品の製造施設や保管倉庫などのサプライチェーン全体を解明した事例もあります。

これらの模倣品対策をどこまで行うかは、費用対効果の観点による検討が必要になります。なお、特許庁では、中小企業を対象とした海外の模倣品対策の一部費用を助成する制度がありますので、活用をご検討ください。

【例2】商品の形態が国内競合他社に模倣されてしまった場合の対応方法

○相談内容

当社製品の形態が国内競合他社に模倣され、製造・販売されている。この場合は、製造・販売をやめさせることは可能か。なお、当社は意

匠権を取得していない。

○回答

日本において、他人の商品形態の模倣行為は不正競争防止法により禁止されています。したがって、不正競争防止法違反を根拠に販売の差止めを求めることが考えられます。ただし、主張できるのは模倣の対象となった商品が日本国内で販売開始されてから3年以内に限定されるなど、主張には一定の制限があります。今後は、意匠権を積極的に取得し予防することが対策としては望ましいです。

【例3】並行輸入に関する相談と解説

並行輸入とは、外国で製造された商品を輸入するに際し、日本における総代理店等によって国内に輸入するという流通経路を通らずに、外国で販売された商品を現地で購入した上、総代理店以外の者が別ルートで輸入することをいいます。通常、並行輸入については商標権者から商標の使用許諾を得ていませんが、そういった場合であっても、以下の要件を満たし、「真正商品」の並行輸入に該当する場合には、違法性が阻却され、商標権の侵害にあたらないとされています。(最高裁平成15年2月27日判決)

具体的には、①並行輸入商品に付された商標が、輸入元の外国における商標権者またはその商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること、②輸入元の外国における商標権者と日本の商標権者とが同一人であるか、法律的にもしくは経済的に同一人と同視し得るような関係にあることにより、並行輸入商品の商標が日本の登録商標と同一の出所を表示するものであること、③並行輸入された商品と日本の商標権者が登録商標を付した商品とが、その登録商標の保証する品質において実質的差異がないと評価されることの3要件を満たす必要があります。

このため、並行輸入であっても、これら3つの条件の一つでも満たさない場合には、商標権侵害となる可能性があります。

【例4】フリマサイトへの出品に関する相談

○相談内容

① 当社の模倣品がフリマサイトに出品されている。取りうる対応を教えてください。

② 有名なキャラクターのイラストをプリントしたハンドメイド品を製作した。フリマサイトに出品することは可能か。

○回答

【①について】

フリマサイトへの模倣品の出品については商標権侵害となる可能性があります。

すなわち、商標法上、商標権侵害が成立するためには、業として商品を譲渡等する者によって模倣品の販売等が行われる必要があります。ここにいう「業として」とは、一般に「反復継続的意思をもってする経済行為として」といった意味に解されており、フリマサイトへの出品行為は、それ自体は1回の出品行為であっても、過去の商品の出品・落札履歴、今後の出品・販売計画等から、業として商品を譲渡等する者により行われていると判断され、商標権侵害となると考えられます。

対応としては、出品者に対して商標権侵害を理由に出品の差止請求や損害賠償請求といった民事責任を追及することや、故意に商標権を侵害した場合には、捜査機関に届け出て刑事責任を追及することが考えられます。また、そもそも多くのフリマサイトでは権利者保護プログラムを提供しているので、このプログラムを利用して出品の削除を申し出ることも考えられます。

なお、出品者自身も模倣品であることを知らずに出品している場合、侵害につき故意であることが必要な刑事責任を追及することはできませんが、民事責任のうち差止請求については、故意又は過失の有無を問わず請求が可能であり、損害賠償請求については侵害につき過失があれば請求が可能です。

【②について】

キャラクターのイラストは、著作権の保護を受ける著作物ですので、著作者の許諾を受けることなく複製したり、譲渡したりする行為は、原則として著作権侵害となります。個人の趣味の範囲内であれば私的使用のための複製(著作権法30条)として著作権侵害とならない場合もありますが、個人の趣味の範囲を超えて、キャ

ラクターのイラストを商品にプリントして販売すれば、著作権を侵害すると考えられます。

著作権を侵害した場合、著作権者から侵害行為の差止請求や損害賠償の請求を受けたり、場合によっては刑事罰が科されることもあります。また、そもそも多くのフリマサイトでは、知的財産権を侵害する出品を利用規約で禁止しており、中には、著作権を侵害するハンドメイド品を禁止しているフリマサイトもあります。

【例5】違法アップロードへの対応方法

○相談内容

当社で制作した映像作品が無断でネット上にアップロードされている。取りうる対応を教えてください。

○回答

著作権侵害によってコピー、アップロードされた作品、いわゆる海賊版への一般的な対策として、アップロード者に対して侵害行為の停止を求める警告状の送付や民事訴訟の提起が考えられますが、匿名によるアップロードのため、アップロード者を特定することが困難な場合がほとんどです。このような場合でも、発信者情報開示請求（プロバイダ責任制限法4条）等の法律上認められた方法により、アップロード者を特定することが可能な場合がありますので、弁護士等の専門家にご相談ください。刑事責任の追及を希望の場合、捜査機関にご相談ください。

また、検索エンジン等のインターネット事業者が海賊版の削除申告を受け付けている場合があるので、この制度の利用もご検討ください。

【例6】模倣態様の変化への対応

○相談内容

中国での模倣品が、従来は粗悪なデットコピー品が多かったが、品質が向上し技術水準の高い模倣品が、当社の代替品として販売されるようになっており、模倣品の流通に変化を感じている。取りうる対応にも変化はあるか。

○回答

これまでは粗悪なデットコピー品に対する商標権侵害を根拠にした対応が模倣品対策の中心

でしたが、中国企業の技術力の向上や模倣の巧妙化により、産業財産権だけでなく、著作権やその他の法令を駆使した多角的な対策の実施が迫られています。製品名やブランド名の無断使用については商標権侵害を根拠にした行政摘発やECサイトへの出品削除申請が有効ですが（なお、代替品である旨の表示も表示態様によっては商標権侵害が認められる場合があります）、特許権侵害については、侵害の判断が難しいため民事訴訟による対応が中心となります。訴訟対応や証拠収集については、現地の法律事務所や調査会社にご相談ください。

また、ウェブサイトでの画像転載につき著作権侵害を根拠にECサイトに対して削除申請をすることができる場合もありますし、国や地域によってはコモンロー上のパッシングオフ（詐称通用）により模倣品業者の摘発が認められる場合もありますので、粘り強く対策に取り組むことが重要です。時には、ロビー活動により地元政府に不当な制度運用などの是正を求めていくことも必要でしょう。

さらに、侵害や技術盗用を予防するために、自社の技術管理を見直すことも有用です。たとえば、出願して公開する技術と出願せず秘匿化する技術を仕分けしたり、営業の際に秘密保持契約の締結を徹底して技術流出を防いだりすることを知財戦略として取り入れてははいかがでしょうか。

2. 情報提供の取組

政府総合窓口では、幅広く情報提供できるよう、インターネット上に、政府総合窓口のホームページを設置し、模倣品・海賊版対策に関する各種の情報を提供しております。

一般的に、自社製品の模倣品が発見されて初めて、模倣品・海賊版問題に関心を持つ企業が多いことから、こうした企業・権利者の視点に立って、ホームページでは政府総合窓口寄せられた相談事例や、企業・権利者が被害に遭わないための基本方策、被害に遭った場合の基本対応などを紹介しています。

また、相談が多かった事例を中心として、知的財

(図表10)

Q3. 特許権にかかる並行輸入

Q：我が社は、日本とA国の双方である製品を販売しており、その製品に利用されている特許権を持っています。しかし、A国で販売された我が社の製品を、ある輸入業者が日本に輸入して販売しています。その輸入業者による販売は、特許権の侵害にあたりますか？

A：

日本の国内において、いったん適法に流通に置かれた特許製品を譲渡等により取得した者が、その後、日本国内において、当該製品を使用したり、さらに譲渡したりする行為については、当該特許権の効力は及ばず、特許権侵害にはあたらないとされています。すなわち、日本国内で流通に置かれた特許製品を取得した者は、日本国内においては、特許権者の意思に関係なく、その特許製品を自由に使用したり、第三者に譲渡したりすることができるのです。これは、特許製品が、特許権者により適法に市場に置かれた時点で、特許権はその目的を達成して、その効力は消耗し尽くされたものと考えられているからです（これを「国内消尽」と言います。）。

しかし、ご質問のように、日本以外のA国において、特許権者である貴社により流通に置かれた特許製品を当該A国で購入した輸入業者が、かかる製品を日本に輸入し、日本国内で販売する行為（いわゆる「並行輸入」）についても、前述した日本国内における再販売等の行為と同様に考えることができるでしょうか。これは、いったん特許製品が外国で適法に流通に置かれた場合には、当該外国における特許権のみならず、日本における当該製品についての特許権もその目的を達成し、消耗し尽くされたと言えるのか、すなわち、特許権の効力が当該外国にとどまらず、国際的にも消耗し尽くされた（これを「国際消尽」と言います。）と言えるのかという問題です。

この点、特許法の原則からは、ある国において、ある発明につき成立した特許権は、当該発明について他の国において成立した特許権とは相互に独立した関係にあるとされます（これを「特許独立の原則」と言います。）。また、ある国において成立した特許権の効力は、当該国の法律によって定められ、当該国の領域内においてのみ認められます（これを「属地主義」と言います。）。

かかる2つの原則論からは、たとえ、A国で適法に流通し、特許権が消尽したとしても、あくまでA国において成立した特許権の効力についてそのように言うにすぎないのではないかの考え方も可能となります。従来の考え方も、日本国内において、輸入製品を譲渡等する行為は特許権侵害となるというものが主流でした。

しかしながら、国際的な商品の流通が発展している現在において、上記のような考えを貫くことは国際取引を著しく阻害する恐れがあります。そこで平成9年7月1日の最高裁判決は、前述した国際消尽については認めなかったものの、特許権者が、日本国外において特許製品をいったん譲渡した場合には、その譲受人との間で、特許製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意があり、かつ、かかる合意が当該特許製品に明示されていた場合を除き、譲受人および以後の転得者に対して特許権は及ばないとする旨の判断をなすに至りました。

よって、かかる最高裁の考え方によれば、あなたの会社が、A国で特許製品を販売した際に、その購入者との間で、販売先から日本を除くとの合意をし、かつ特許製品にその旨を明示していた場合にのみ、ご質問の輸入業者の輸入や日本での販売行為は特許権侵害にあたることになり、そのような事情がない場合には、輸入業者の輸入や日本での販売行為は特許権侵害にあたらないこととなります。

なお、特許権に係る真正品の並行輸入は、特許権者等と譲受人との間で、特許製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意があり、かつ、かかる合意が当該特許製品に明示された場合を除き、税関では特許権の侵害にあたらないものとして取り扱われています。

産権に関するQ&A集（図表10）を掲載し、

基本的な事例については、Q&A集から解決が図れるようにし、さらに、救済の手続や税関での差止めの方法、関連する相談窓口の紹介など、模倣品被害に遭った際に必要となる情報も掲載しています。

加えて、国・地域毎の法令や救済措置など、模倣品・海賊版対策に関する具体的な情報を取りまとめた特許庁の模倣対策マニュアルや文化庁の著作権侵害対策ハンドブックなどへのリンクを設け、ホームページ利用者が参考とする資料を速やかに収集できるようにしています。

¹ 1つの相談案件で侵害発生対象（通販サイト、オークションサイト、フリマアプリ、SNS、違法アップ

ロード）が複数ある場合は、その複数項目数をカウントしています。

² 窓口での相談等の受付開始から2019年までの数値は、1つの相談案件に複数の相談対象がある場合でも代表的な項目を1つ取り上げて1件とカウントしていました。2020年からは脚注1のとおり運用を変更し、1つの相談案件でも複数項目数をカウントとしています。

³ 1つの相談案件で模倣品の製造（発生）国・地域が複数ある場合は、その複数項目数をカウントしています。

⁴ 1つの相談案件で商標権、意匠権、著作権に関わる知的財産権が複数ある場合は、その複数項目数をカウントしています。

特許庁人事異動

氏名	新	旧	氏名	新	旧
藤井 彩音	世界知的所有権 機関	審査業務部審査 官(国際商標登 録出願)	井上 弘 亘	産業技術総合研 究所	審査第四部審査 官(先任上席・ 電子デバイス(デ バイス実装))

(以上 令和3年6月29日付発令)

以下 令和3年6月30日付発令

氏名	新	旧	氏名	新	旧
米田 健志	退職	審査第三部審査 官(先任上席・ 素材加工)	兵頭 文之	工業所有権情報・ 研修館知財活用 支援センター地域 支援部長代理(企 画担当)	秘書課試験監理 専門官
飯塚 向日子	退職	審査第二部審査 官(生活機器(照 明))	藤平 佳代子	工業所有権情報・ 研修館知財情報 基盤センター知財 情報部長代理(情 報提供担当)	秘書課人事専門 職
小出 輝	退職	審判部審判官(第 21部門)	谷口 雅之	工業所有権情報・ 研修館総務部長 代理(総括担当)	会計課長補佐(財 政班長)
岩谷 一臣	工業所有権情報・ 研修館知財活用 支援センター長	審査第二部審査 長(首席・自動 制御・動力機械)	兒玉 正和	中小企業基盤整 備機構販路支援 部販路支援課	調整課電子特許 情報監理専門官
齋藤 哲	工業所有権情報・ 研修館知財情報 基盤センター長	審査第四部審査 長(首席・電子 商取引・インター フェイス)	植木 貴之	大臣官房秘書課 付	総務課長補佐
神山 茂樹	東北大学	審査第二部審査 長(医療機器)	浅野 弘一郎	併) 人事院(併 任の期間は令和4 年10月30日まで)	審査第二部審査 官(熱機器(冷 却機器))
石丸 昌平	新エネルギー・産 業技術総合開発 機構	審査第四部審査 長(電子デバイ ス)	笹野 秀生	大阪大学 併終) 審査官	審査第一部審査 長(事務機器)
天野 斉	北海道大学	審判部審判長(第 21部門長)	中屋 裕一郎	東京大学 併終) 審査官	審査第二部審査 長(搬送)
三原 健治	日本貿易振興機 構(シンガポール 事務所)	審査第三部審査 官(上席総括・ 生命工学(細胞・ 微生物))			

氏 名	新	旧	氏 名	新	旧
本 庄 亮太郎	審査第二部審査長(首席・自動制御・動力機械)併) 審査第二部審査長(上席・生産機械・一般機械)(併任の期間は令和3年6月30日限り)	審査第二部審査長(上席・生産機械・一般機械)	氏 原 康 宏	辞 職	審判部審判長(上席・第11部門長)
			滝 口 尚 良	辞 職	審判部審判長(上席・第23部門長)
			佐々木 秀 次	辞 職	審判部審判長(第24部門長)
			佐 藤 聡 史	辞 職	審判部審判長(上席・第26部門長)
伏 本 正 典	審査第四部審査長(首席・電子商取引・インターフェイス)併) 審査第四部審査長(上席・伝送システム)(併任の期間は令和3年6月30日限り)	審査第四部審査長(上席・伝送システム)	北 岡 浩	辞 職	審判部審判長(第33部門長)
			木 村 恭 子	辞 職	審判部審判長(上席・第34部門長)
			西 村 直 史	辞 職	総務部付(東北大学)
今 村 亘	併) 審査第二部審査長(医療機器)(併任の期間は令和3年6月30日限り)	審査第二部審査長(上席・生活機器)・熱機器	和 田 恵 美	辞 職	審査業務部審査官(主任上席・化学)
高 橋 宣 博	併) 審査第四部審査長(上席・電子デバイス)(併任の期間は令和3年6月30日限り)	審査第四部審査長(上席・映像システム・電気機器)	西 垣 淳 子	大臣官房付 併解) 中小企業知財戦略支援総合調整官 併解) 人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム 併解) デザイン経営プロジェクトチーム 併解) 特許庁情報化推進本部 併解) 特許庁財政本部	審査業務部長

(以上 令和3年6月30日付発令)

以下 令和3年7月1日付発令

氏 名	新	旧
森 竜 介	辞 職	審判部審判長(上席・第2部門長)
樋 口 信 宏	辞 職	審判部審判長(第6部門長)
尾 崎 淳 史	辞 職	審判部審判長(上席・第7部門長)
渡 邊 豊 英	辞 職	審判部審判長(第10部門長)
鈴 木 謙次郎	大臣官房付 併解) 特許庁情報化推進本部 併解) 特許庁財政本部	会計課長
池 谷 巖	通商政策局アジア大洋州課長 併解) 特許庁財政本部	秘書課長

氏名	新	旧	氏名	新	旧
中野 浩二	商務情報政策局 高度情報通信技 術産業戦略室長 併解) 特許庁政 策企画委員 併解) 総務課総 括係長 併解) 人工知能 関連技術活用 可能性検証プロ ジェクトチーム 併解) デザイン 経営プロジェクト チーム 併解) 特許庁情 報化推進本部 併解) 特許庁財 政本部	総務課長補佐(総 括班長)	生駒 勇人	大臣官房秘書課 付 併) 審査第一部 審査官(アミュー ズメント(アミュー ズメント一般)) 併解) デザイン 経営プロジェクト チーム	審査第一部審査 官(アミューズメ ント(アミューズ メント一般))
高濱 広和	総務省行政不服 審査会事務局審 査専門職 併解) 秘書課弁 理士技能分析係 長 併解) 秘書課弁 理士室	秘書課弁理士制 度企画係長	原川 宙	商務情報政策局 商務・サービスグ ループクールジャ パン政策課長補 佐 併解) 意匠課長 補佐 併解) 意匠課意 匠審査基準室 併解) デザイン 経営プロジェクト チーム	審査第一部審査 官(環境・基盤 意匠)
露口 稜馬	大臣官房秘書課 併解) 総務課法 務室	制度審議室	大宮 功次	大臣官房秘書課 付 併) 審査第二部 審査官(生産機 械(加工機械))	審査第二部審査 官(生産機械(加 工機械))
斎藤 義和	財務省関税局付 併解) 国際協力 課模倣品対策企 画係長 併解) 国際協力 課模倣品対策室	国際協力課国際 情報専門官	西 秀隆	製造産業局自動 車課 併) 審査第二部 審査官(繊維包 装機械(包装・ 容器))	審査第二部審査 官(繊維包装機 械(包装・容器))
嵯峨根 多美	産業技術環境局 総務課 併) 審査第一部 審査官(光デバ イス)	審査第一部審査 官(光デバイス)	小金井 匠	商務情報政策局 医療・福祉機器 産業室 併) 審査第二部 審査官(医療機 器(治療機器))	審査第二部審査 官(医療機器(治 療機器))
弓指 洋平	内閣府カジノ管理 委員会 併) 審査第一部 審査官(アミュー ズメント)	審査第一部審査 官(アミューズメ ント)	齋藤 光介	原子力規制庁長 官官房総務課国 際室 併) 審査第三部 審査官(高分子)	審査第三部審査 官(高分子)

氏名	新	旧	氏名	新	旧
和 平 悠 希	商務情報政策局 サイバーセキュリティ課 併) 審査第四部 審査官(情報処理(情 報セキュリティ))	審査第四部審査 官(情報処理(情 報セキュリティ))	榎 本 吉 孝	審判部審判長(第 6部門長) 併) 審判部審判 官	工業所有権情報・ 研修館(知財活 用支援センター 長)
佐 藤 卓 馬	資源エネルギー 庁省エネルギー 庁・新エネルギー 部政策課 併) 審査第四部 審査官(電力シ ステム(送配電))	審査第四部審査 官(電力システ ム(送配電))	山 本 信 平	審判部審判長(第 10部門長) 併) 審判部審判 官	工業所有権情報・ 研修館(知財情 報基盤センター 長)
原 田 貴 志	内閣府個人情報 保護委員会 併) 審査第四部 審査官(電気機 器) 併解) デザイン 経営プロジェクト チーム	審査第四部審査 官(電気機器)	伊 藤 隆 夫	審判部審判長(第 33部門) 併) 審判部審判 官	新エネルギー・ 産業技術総合開 発機構
浜 岸 広 明	審判部審判官(主 席・第33部門) 併) 内閣府(知的 財産戦略推進事 務局参事官(産 業競争力強化担 当)) 併解) 審査第四 部審査官(映像 システム(静止 画))	審判部審判官(上 級・第25部門)	瓦 吹 雅 彦	秘書課弁理士業 務監理官 併) 秘書課弁理 士室長	工業所有権情報・ 研修館総務部長 代理(総括担当)
西 堀 宏 之	併) 内閣官房	審査第二部審査 官(医療機器(補 綴・福祉機器))	新 留 豊	審判部審判官(上 級・第28部門) 併) 審査第三部 審査官(生命工 学)	日本貿易振興機 構(シンガポー ル事務所)
鈴 木 崇 文	併) 外務省経済 局国際貿易課長 補佐	審査第二部審 査官(動力機械 (自動走行システ ム))	上 島 春 美	秘書課人事専門 職	工業所有権情報・ 研修館知財情報 基盤センター知 財情報部長代理 (情報提供担当)
鈴 木 智 之	福島相双復興推 進機構	審査第一部審査 官(住環境(住 宅設備))	横 内 猛	会計課長補佐(財 政班長) 併) 会計課資金 係長	工業所有権情報・ 研修館知財活用 支援センター地 域支援部長代理 (企画担当)
永 富 宏 之	福島相双復興推 進機構	審査第二部審査 官(生活機器)	市 川 司	会計課長補佐(契 約第二班長)	中小企業基盤整 備機構販路支援 部販路支援課(海 外展開支援担当)
大 桃 由紀雄	福島相双復興推 進機構	審査第四部審査 官(情報処理)	古 市 徹	審査第四部審査 官(主任上席・ 映像システム)	産業技術総合研 究所
			小太刀 慶 明	審判部審判官(上 級・第30部門) 併) 審査第四部 審査官(デジタル 通信(データネッ トワーク))	日本貿易振興機 構(デュッセルド ルフ事務所)

氏 名	新	旧	氏 名	新	旧
辻 勇 貴	審査第四部審査官(電気機器(音響システム))	工業所有権情報・研修館知財活用支援センター知財戦略部主査(海外展開支援担当)	萩 野 香 理	国際出願室長補佐(企画調査班長)	総務省行政不服審査会事務局審査専門官
川 上 一 郎	審査業務部長(併)中小企業知財戦略支援総合調整官(併)人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム(併)デザイン経営プロジェクトチーム(併)特許庁情報化推進本部(併)特許庁財政本部	大臣官房付	梅 田 隆 史	商標課審査推進係長(併)商標課商標審査推進室	財務省関税局付
石ヶ休 剛 志	秘書課長(併)特許庁情報化推進本部(併)特許庁財政本部	大臣官房付	宮 川 元	審査業務部審査官(国際商標登録出願)	財務省関税局付
渡 部 伸 仁	会計課長(併)特許庁情報化推進本部(併)特許庁財政本部	大臣官房付	小 澤 尚 由	審査第一部審査官(光デバイス)(併解)審査第一部審査官(住環境(住宅設備))	大臣官房秘書課付
森 川 純	総務課長補佐(総括班長)(併)特許庁政策企画委員(併)人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム(併)デザイン経営プロジェクトチーム(併)特許庁情報化推進本部(併)特許庁財政本部	貿易経済協力局通商金融課長補佐(企画担当)	稲 荷 宗 良	審査第一部審査官(事務機器)(併解)審査第一部審査官(アミューズメント)	内閣府カジノ管理委員会
			後 藤 孝 平	審査第一部審査官(アミューズメント)(併解)審査第一部審査官(分析診断(医学診断))	原子力規制庁長官官房総務課国際室
			山 田 貴 之	審査第三部審査官(無機化学)(併解)審査第三部審査官(無機化学(セラミックス))	産業技術環境局総務課
			向 井 佑	審査第三部審査官(素材加工)(併解)審査第三部審査官(環境化学)	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課